

### はじめに

本記事は、新型コロナウイルス感染症に関連して、使用者が利用可能な助成金等の概要をまとめたものです。本記事は、現時点での基本的、一般的な情報を皆様にご提供するものであり、事案に即した具体的な法的助言を提供するものではありません。

### 事業活動の縮小に直面する使用者が申請できる助成金

使用者が新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小のために労働者を休業させ、その間労働者が不就労であった場合、使用者は、当該労働者の休業中の賃金については支払うことを要しませんが、原則として休業手当を支払う必要があります。休業手当は平均賃金の60%以上でなければなりません。

休業手当を助成するものとして、雇用調整助成金があります。雇用調整助成金は、景気悪化や産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の急激な縮小を余儀なくされた使用者が労働者を休業させた場合に、使用者が休業手当に要した費用の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これによる事業縮小に直面している使用者のニーズに応えるために、日本政府は特例措置を実施し、雇用調整助成金の要件を緩和しました。直近の特例措置は、新型コロナウイルス感染症を原因として2020年4月1日から6月30日までに実施された休業について適用されます。現在、日本政府は、雇用調整助成金の拡充について盛んに議論しており、今後の動向に注目する必要があります。

### 雇用調整助成金の支給要件

上記特例措置に基づき雇用調整助成金の支給を受けるためには、使用者は下記(1)~(4)を含む要件を満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、月次売上高、生産量等が、前年同月比で5%以上減少していること
- 休業が、労働組合又は労働者の代表者との間の合意に基づくこと

- 休業期間や対象労働者等の概要を記載した休業計画届等を労働局に提出したこと（又は2020年6月30日までに提出すること）
- 使用者が労働者に対して実際に休業手当（平均賃金の60%以上）を支払うこと

なお、日本国外の企業が日本に設立した子会社等であっても、当該日本の子会社等が支給要件を満たせば助成金の対象となります。

### 雇用調整助成金の助成金額

中小企業<sup>1</sup>に該当する使用者については、実際に労働者に支払われた休業手当の80%が助成されます。使用者が労働者の解雇を行わない場合には、助成率は90%に上昇します。なお、政府は、中小企業が労働者の解雇を行わず、平均賃金の60%を超えて休業手当を支払う場合、60%を超えた部分の助成率を100%とする特例措置を講じると発表しており、5月上旬にもこの点に関する発表を行うとしています。

大企業<sup>2</sup>については実際に労働者に支払われた休業手当の3分の2が助成されます。使用者が労働者の解雇を行わない場合には、助成率は75%に上昇します。

ただし、上記いずれの場合についても、労働者1人1日あたり8,330円の上限が適用されます。この上限については今後引き上げられる可能性もあります。

なお、これまでのところ、雇用調整助成金の支給件数は多くありません。申請手続や審査については、現在のところ不透明な部分があります。

### 使用者が申請し得るその他の新型コロナウイルス感染症関連助成金

#### 小学校休業等対応助成金

使用者が、保育園、幼稚園、小学校、その他これらに類する施設の臨時休業に伴い子どもの世話をする必要が生じた保護者である労働者に対して、有給休暇を与えた場合、当該使用者は小学校休業等対応助成金の支給を受けることができます。この有給休暇は、2020年2月27日から6月30日までの間に、年次有給休暇とは別に与えられたものでなければなりません。現在のところ、当該助成金についても、労働者1人1日あたり8,330円の上限が適用されます。

1 「中小企業」とは、次のいずれかに該当する企業をいいます。

(i) 小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下又は従業員50人以下  
(ii) サービス業：資本金5,000万円以下又は従業員100人以下  
(iii) 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下  
(iv) その他の業種：資本金3億円以下又は従業員300人以下

2 「大企業」とは中小企業に該当しない企業をいいます。

## テレワーク助成金

「中小企業」に該当する使用者が、新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した場合、当該使用者はテレワークの導入に関して生じた費用（例えば、機器の購入費用）についての助成を受けることができます。助成金の支給額は2020年2月17日から5月31日までに生じた費用の2分の1ですが、合計で100万円が上限とされています。なお、申請の締切りは、2020年5月29日です。

## 地方公共団体の助成金

地方公共団体において、独自の助成金を設定している場合があります。例えば、東京都では、所定の対象事業（レストラン、ネイルサロン等）が都の休業要請に従って臨時休業した場合に協力を支払う制度を開始しています。

## 参考となるウェブサイト

[雇用調整助成金](#)

[小学校休業等対応助成金](#)

[テレワーク助成金](#)

[東京都感染拡大防止協力金](#)

## 執筆者



### 川口 舞桂

アソシエイト、東京オフィス

E maika.kawaguchi@squirepb.com



### 安友 雄一郎

アソシエイト、東京オフィス

E yuichiro.yasutomo@squirepb.com



### 金 宗顯

アソシエイト、東京オフィス

E jonghyun.kim@squirepb.com